
第6編 道路災害対策

< 道路災害対策 >

■ 基本的考え方

本計画は、市内において道路輸送上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全課、消防本部
------	---------

第1章 災害予防計画

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずる。

第1節 道路交通状況

1. 本市の交通体系

本市の骨格道路は、南北方向に走る常磐自動車道及び国道6号、東西方向に内陸部をつなぐ国道354号により形成されている。

2. 緊急輸送道路の指定状況

本市の緊急輸送道路として、常磐自動車道、国道6号、国道354号が指定されている。

第2節 道路交通の安全のための情報の充実

1. 気象情報の伝達

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

2. 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備し、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

第3節 道路施設等の管理と整備

1. 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施する。特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するために、巡回及び点検を強化する。

2. 安全性向上のための対策の実施

道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備

1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な道路事故災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第8節 情報通信設備等の整備計画」に準ずる。

2. 災害応急体制の整備

1) 職員の体制

市及び道路管理者は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して、職員に道路事故災害時の活動内容等を周知する。

2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時から関係機関との連携を強化しておく。

市では、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、周辺各市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の具体化を図っていく。

消防本部及び消防署では、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を具体化するとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3. 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1) 救助・救急活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努める。

2) 医療活動への備え

大規模事故災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 震災対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずる。

3) 消火活動への備え

道路管理者及び消防機関は、平常時から機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

4. 緊急輸送活動への備え

道路管理者は、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ「災害時における交通誘導・警戒業務に関する協定」(平成9年7月2日締結)に基づき、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5. 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画しておく。

6. 防災訓練の実施

市は、道路管理者と連携し、大規模な道路事故災害が発生した場合に備え、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路事故災害への対応能力の向上に努める。

7. 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

8. 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、事故災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第6節 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2章 災害応急対策計画

道路事故災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、市及び道路管理者等は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1. 道路事故災害情報等の収集連絡

道路災害の発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防士員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。

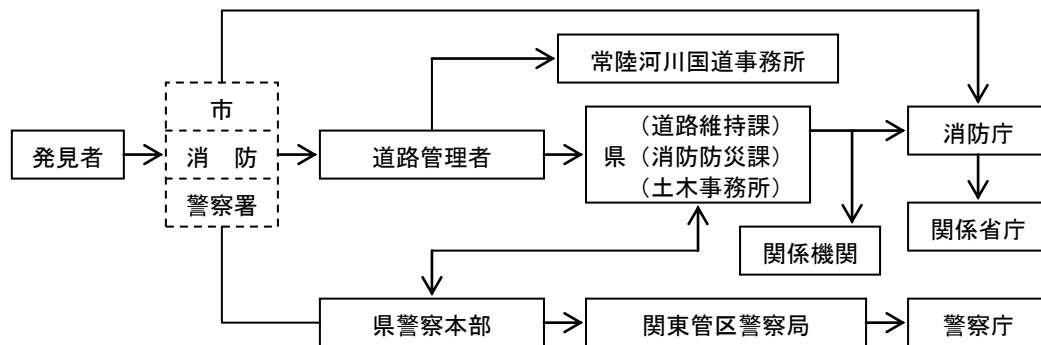
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡する。

市は、大規模な道路災害の発生又は道路事故災害の発生する恐れに関する連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行く。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2. 道路事故災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



の機関のうち、第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	防災課 応急対策室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
国 土 交 通 省 常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346 (同左)
茨 城 県	消 防 防 災 課	029-301-8800 (同左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
東日本高速道路(株)関東支社	事業統括チーム	03-5828-8642 (岩槻道路管制センター 048-758-4035)

第2節 活動体制の確立

1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	道路事故災害により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、又は、その他の状況により市長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・政策経営課 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・観光商工課 ・下水道課 (各課の課長補佐、係長1名、他1名を配備) 注)下線は危険物流出の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書広聴課 ・情報広報課 ・健康長寿課 ・環境保全課 ・道路建設課 災害警戒本部を設置する
非常体制	道路事故災害により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により市長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に挙げる課の全課員 ・その他の課は、道路災害応急対策が円滑に行える体制 	災害対策本部を設置する

2. 災害策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1)道路事故災害により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 2)道路上での重大事故が発生した場合 3)その他市長が必要と認めた場合	1)道路事故災害による多数の死傷者の発生のおそれがなくなった場合 2)その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1)道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合 2)その他市長が必要と認めた場合	1)事故災害応急対策を概ね完了した場合 2)その他市長が必要なしと認めた場合

3. 活動体制

市及び道路管理者は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 広域的な応援体制

市内において道路事故による災害が発生し、本市のみによる応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害対策第2章第2.6節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

5. 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害対策第2章第2.5節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救護・救急活動

消防機関は「消防広域相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるとともに、必要により県を通じて、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

2. 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策 第2章第17節 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第11節 1.1 避難所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

3. 消火活動

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力する。

第4節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 震災対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

1. 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、的確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

また、視覚障害者に対する広報は、防災行政無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供する。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2. 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第6節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 震災対策 第2章第9節 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「6 行方不明者の捜索」に準じて実施する。

第7節 災害復旧

道路事業者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。